

堺市英語教育に関する人材派遣業務 仕様書

1 業務の名称

堺市英語教育に関する人材派遣業務

2 業務目的

- (1) 堺市立小学校（以下「小学校」という。）において、外国語活動や外国語科の授業等をと
おして、学級担任等（T 1）とともに言語や文化について体験的な理解を深め、英語で自
分の考えや気持ちを伝え合う活動を通して、コミュニケーションを図る素地及び基礎と
なる資質・能力を養うために、ネイティブ・スピーカー（以下「NS」という。）（T 2）
を派遣する。
- (2) 堺市立中学校（以下「中学校」という。）において、英語科教員等（T 1）とともに生徒
の言語や文化に対する理解を深め、簡単な情報や考えなどを理解し表現し伝え合うコミ
ュニケーションを図る資質・能力を養うために、NS（T 2）を派遣する。
- (3) 堺市立小中一貫校（以下「一貫校」という。）において、小・中学校の接続を重視し、9年
間の学びの連続性を活かした英語教育を推進し、児童生徒が早期より英語に慣れ親しみ、
英語でコミュニケーションを図る資質・能力を一体的に育成する。

3 履行場所

堺市立小学校 92 校、堺市立中学校 43 校 計 135 校（一貫校を 2 校含む）

※ただし、以下の各校から要望があった場合にも、上記履行場所における業務の一部を振り替え
て履行することができるものとする。

- ・堺市立殿馬場中学校夜間学級
- ・堺市立支援学校 2 校（分校 1 校含む）

4 契約形態

本業務は、派遣契約によるものとする。

5 派遣人数

37 人以上

6 契約期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 24 日（水）までとする。

7 派遣期間及び派遣日数

- (1) 派遣期間

学校休業日を除く、令和 8 年 4 月 13 日（月）から令和 9 年 3 月 24 日（水）とする。ただし、

学校や教育委員会事務局が特に認める日はこの限りではない。

(2) 就業日及び派遣日数

- ・原則派遣期間内の月曜日から金曜日までとする。
- ・各校への派遣日数は別表のとおりとする。

(3) 配置時間及び派遣日

- ・配置時間は原則午前8時20分～午後4時5分（うち45分は休憩時間、実労働時間1日7時間）とする。（殿馬場中学校夜間学級で業務を行う際は、配置時間を午後0時50分～午後8時35分に変更して実施する。）
- ・業務の必要性により、各NSにつき、各学校で期間中上限2日の範囲内で、就業日と休業日を振替えて業務を要請する場合がある。なお、振替の日程調整については派遣元が行う。
- ・業務の必要性により、各NSにつき、各月及び各学校で、それぞれ上限4日の範囲内で、派遣先校長が配置時間を午前9時15分～午後5時に変更することを要請する場合がある。
- ・業務日や業務時間等に変更がある場合には、その都度、事前に派遣先の校長が派遣元に通知する。
- ・配置時間及び派遣日の変更実施分についての経費は、その他の経費と区分して計上すること。

8 業務内容

NSは、教育委員会事務局（以下「委員会」という。）及び派遣先の校長の指示に従い、当該派遣先教員の指導のもと、次に掲げる業務に従事する。一貫校へ派遣されたNSは、小学校では小学校における業務内容、中学校では中学校における業務内容を行う。その他、委員会からの指示や要請に応じて、必要な業務を行う。

(1) 小学校、中学校（共通）

- ① 指導内容や指導方法について、教員との事前の打ち合わせを十分に行うこと。
- ② 学校の要請に応じ、指導方法等についての教員に対する助言等の支援を行うこと。
- ③ 総合的な学習の時間において、NSの特性や特技を生かした取組及び支援を行うこと。
- ④ 英語教育に関連する学校行事等への参加及び支援を行うこと。
- ⑤ 派遣先の小学校と中学校の交流授業における指導補助を行うこと。
- ⑥ 夏季休業中、イングリッシュフェスタ等のイベント（1日）の企画運営を行うこと。
- ⑦ 学校の要請に応じ、英語教育推進のための校内環境整備への参加及び支援を行うこと。
- ⑧ 業務内容に付帯する業務及び関連業務を行うこと。

(2) 小学校

- ① 教員と協力しながら効果的なティーム・ティーチングを行うこと。
- ② 外国語活動、外国語科の授業に関する教材作成業務等を行うこと。
- ③ 外国語科において、パフォーマンステスト等の評価補助業務を行うこと。

(3) 中学校

- ① 英語の授業における教員と協力した効果的なティーム・ティーチング、個別指導及び少人数指導を行うこと。
- ② 英語に関連する教材作成業務等を行うこと。
- ③ パフォーマンステストの評価補助業務を行うこと。
- ④ 学校の要請に応じ、堺市中学校英語暗唱大会（9月予定）及び堺パークレー英語スピーチコンテスト（令和8年10月予定）の指導を行うこと。

(4) その他

- ① 委員会の要請に応じ、堺市中学校英語暗唱大会（令和8年9月予定）及び堺パークレー英語スピーチコンテストの審査（令和8年10月予定）を行うこと（1人程度）。
- ② 委員会の指示による教材作成の補助を行うこと。
- ③ 委員会の主催する指導方法等の研修会へ参加すること。

9 委員会による研修及び説明会

NSは、委員会が実施する以下の研修及び説明会に参加し、業務に活用しなければならない。

研修及び説明会	実施予定日
事前研修（2時間）	令和8年4月6日（月）
説明会	令和8年4月9日（木）
派遣後に伴う研修（3時間）	夏季休業中

- ・研修については、別途就業日を設定する。

10 説明会の参加

- ・派遣元は、令和8年4月9日（木）に、委員会が指定する場所（令和8年3月末日までに委員会が指定）において、業務内容について、派遣先の教員を対象とする説明会に参画すること。
- ・説明会に参画できない場合は、NSのサポートや欠勤時の対応、授業での効果的なティーム・ティーチング等についての説明動画を作成し委員会に提出すること。説明内容及び期日等については委員会の指示に従うこと。

11 NSに係る要件

派遣元は、NSの選任にあたって、次の各号に掲げる資格要件を満たす適任者を選定し、原則として、単一の小学校及び中学校について契約期間中を通じて同一NSを派遣すること。

- ① 英語を母語とする者または英語を母語とする者と同等の英語力を有する者であって、英語を母語とする国の大学卒業資格（短大卒を含む）を持つものであり、次に掲げる条件のいずれかを満たしていること。
 - ア 母国での教員免許を有していること。
 - イ TESOL、TEFL 資格のいずれかを有していること。
 - ウ 日本国内の小学校、中学校又は高等学校において、1年以上の英語の指導経験を有

し、かつその実施学校及び所管教育委員会からの評価が高いこと。

エ 小学生、中学生又は高校生の集団を対象とした英語の指導実績が1年以上あり、優れた指導力を有していると、派遣元の責任において評価されるものであること。

- ② 小学校学習指導要領「外国語活動」、「外国語」、中学校学習指導要領「外国語」の目標を理解し、積極的に児童生徒とともに活動することに意欲があり、英語による体験的な活動を工夫できること。教室での指導に適した明瞭な英語の発音、発声ができること。指導内容や方法について、教員とコミュニケーションがとれる程度の日本語力を有していること。
- ③ 日本で業務に就くために有効な査証を所持し、契約期間中、就業可能な在留資格が継続されること。
- ④ 派遣された学校において良好な人間関係を構築し、担当教員の指導のもと、児童・生徒の発達段階に応じた指導ができ、学習意欲や学力の向上を図ることができること。
- ⑤ 犯罪歴がないこと。

1 2 NSに関する留意事項

(1) NSの服務

NSは、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- ① 委員会及び学校の信用を失墜するような行為をしないこと。また、学校管理運営上支障が生じる行為をしないこと。
- ② 業務遂行中、宗教活動又は政治活動を行わないこと。
- ③ 個人情報の取扱いに留意し、業務遂行上知り得た秘密を漏洩、毀損、喪失しないこと。また、その職を退いた後も同様とする。
- ④ 業務の遂行にあたって、いかなる体罰も行わないこと。
- ⑤ 児童生徒および教職員との関わりにおいて、誤解や不快感を与える可能性のある言動や身体的接触を避けること。文化的背景の違いを踏まえつつ、教育現場における適切な距離感と配慮を常に意識し、信頼関係を損なう行為をしないこと。
- ⑥ 児童生徒と連絡先の交換、SNS等でのやりとりをしないこと。
- ⑦ NSの母国での慣習等により、タトゥーを入れている場合であっても、派遣先の児童生徒には見せないこと。
- ⑧ 学校に赴く場合は、徒歩及び公共交通機関を利用し、やむを得ず徒歩及び公共交通機関以外の手段を利用しなければならないときは、派遣先の承認を得ること。
- ⑨ その他派遣先校長の指示に従い、学校教育に携わる者としてふさわしい態度をとること。

(2) 是正措置

- ・派遣元は、NSが、勤務することができない事情等が生じた場合は、速やかに派遣先校長及び委員会に報告するとともに、配置日程の変更、もしくは代替講師の派遣等、管理上所要の措置をとること。
- ・派遣元は、NSが派遣先の校長の指揮命令に従わないとき、または、著しく業務に不適応と委員会が判断したときは、委員会と協議の上、当該NSに対し是正を求めなければならない。

- ・委員会は、前号の規定にも関わらず、当該NSが是正しないとき、又は是正される見込みがないと認めるときは、派遣元に対しNSの変更を要求することができる。
- ・委員会より派遣元にNSの変更要求があった場合には、速やかに対応すること。
- ・就業日にNSが出勤しないときその他業務遂行に支障のあるときは、派遣先の校長は、委員会を通じて派遣元に通知するものとする。

(3) その他の留意事項

- ・派遣元は、本業務の遂行にあたっては、労働者派遣法、出入国管理及び難民認定法、その他の関係法令を遵守し、NSに対し雇用主としての責任をすべて果たすとともに、適切な教育指導と指揮監督に努めること。
- ・派遣元は、派遣期間の開始段階から確実に業務の履行ができるよう、事前の配置日の決定を含め学校との連絡調整やNSの教育などの事前準備を十分に行い、学校運営が円滑に行われるよう対応すること。
- ・派遣元は、NSが選任された時点で、名前、性別、無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別、及び社会保険、雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無（無しの場合はその具体的な理由も）が記載された「派遣先管理台帳（兼）通知書」を委員会に提出すること。
- ・派遣元は、NSが選任された時点で、各学校宛のNSの名前、性別、国籍を記載した「NS決定通知書」を作成し、委員会へ提出すること。
- ・派遣元は、学校の状況、個別事業、その他派遣事業の履行上必要な事項に関して学校と打合せを行う必要がある事項については、事前に学校と十分打ち合わせを行い、授業及び学校行事に支障のないようにすること。
- ・派遣元は、全てのNSにあらかじめ胸部レントゲン撮影等健康診断を実施のうえ、医療機関の診断書において健康であることを確認すること。
- ・派遣元の負担により、NSに対する指導力向上のための研修等を実施するとともに、基本的的人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権啓発に係る研修を行うこと。また、これらの研修についてはあらかじめ委員会の了承のもとに計画すること。
- ・本業務の成果については、全て委員会にその権利が帰属するものとする。
- ・派遣元は、業務全般について、誠意と責任をもって遂行すること。

(4) 就業管理及び検査

- ・派遣先の校長は、派遣されたNSの月毎の就業状況等を記録し、管理台帳に保存する。
- ・派遣元は、校長等の印が押されたNSの就業状況が確認できるタイムシートを月毎に作成し、その写しを派遣先の校長に送付し、委員会に対して業務完了届を提出する。
- ・派遣先の校長は、前号の提出を受けたときは、NSの就業状況を各校の管理台帳と照合する。
- ・派遣先の校長は、就業状況に相違がないか確認のうえ、委員会にタイムシートの写しを提出する。
- ・委員会は、タイムシートの受理後、業務の遂行を確認するための検査を行い、派遣元は検査に合格したときは、請求書を委員会に提出し、派遣料金の支払を請求する。

(5) 費用

派遣業務に係るすべての経費（N Sの健康管理に係る経費・通勤及び出張に係る経費等一切を含む）は、派遣元の負担とする。

13 派遣元の責務

派遣元は次の各号の項目を全うしなければならない。

- ① 派遣元は、法令を遵守しなければならない。
- ② 派遣元は、委員会及び学校の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- ③ 派遣元は、業務の遂行に際して、宗教活動または政治活動を行ってはならない。
- ④ 派遣元は、業務中に知り得た情報についての守秘義務を負う。また、本契約終了後においても同様とする。
- ⑤ 派遣元は、業務に対し学校教育にふさわしい態度で臨み、また学校管理運営上支障が生じる行為を行ってはならない。
- ⑥ 派遣元及びN Sの故意または過失により第三者及び学校の建物及び備品等に損害が生じた場合は、派遣元の責務として速やかに原状回復し、損害が生じた場合は賠償義務を負う。
- ⑦ 委員会は、N Sに服装、言葉遣い及び児童、生徒及び教職員等への応対等について問題がある場合は、派遣元に対し、改善を求めることができる。派遣元は、この改善要求に速やかに対応すること。

14 不測の事態が生じた場合の対応

- ・派遣元は、緊急時の連絡・対応の迅速性を図るための体制をあらかじめ委員会に報告すること。
- ・派遣元は、不測の事態が生じた場合、直ちに委員会に報告し、協議のうえ対処すること。また、緊急時においては速やかに対応すること。
- ・派遣元は、不測の事態が生じた場合にも、授業に支障をきたさないようにすること。

15 契約代金の支払いにかかる事項

派遣料金の支払いは、派遣契約単価に当該月のN Sの延べ就業時間を乗じた額を、月毎に支払う。

16 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約

款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

17 その他

仕様書に定めのないもの、その他、業務の実施について疑義が生じた場合は、その都度、委員会と派遣元双方で協議のうえ決定するものとする。